

深川市農業委員会総会議事録
(第 5 回)

令和 7 年 8 月 29 日
開 会 1 0 時 0 0 分
閉 会 1 0 時 2 6 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 肇英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷 内清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁	○	
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	棄野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭	○	
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第5回深川市農業委員会総会議事録

1 開催日時	令和7年8月29日（金）10時00分
2 開催場所	市役所大会議室
3 出席委員	五十嵐 剛委員 外26名
4 説明員	黒田局長・山本係長・宮谷主査・袴田主査・成田主事
5 書記	成田主事

黒田局長	開会宣言（10時00分） 只今から、令和7年度 第5回深川市農業委員会総会を開催いたします。 会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。
菊入会長	おはようございます。今年は史上最大の暑い夏で、例年より早く稲刈りが始まりましたが、私は9月に入ってから稲刈りをしたいなと考えています。思い出るのは、昭和58年、その年は寒い夏で10月入ってから稲刈りをして、稲刈り早々に雪が降って稻の三分の一くらいが潰されまして、11月中旬くらいまで稲刈りをしていた記憶があります。次の年の昭和59年は大変暑い夏になりました、今年同様に8月から稲刈りをしておりました。暑かったり寒かったりを繰り返すとは思いますけど、もともと農業は平均の年というのではありませんので、状況に応じて対応しないといけないので、しっかりと準備をしていただければと思います。今日の日本農業新聞で作況指数の話が掲載されました。農水省は、作況指数は現状と合わないから辞めるとの事ですが、それをどういう風に使うのかという問題で、70年間積み重ねたデータをいきなり辞めとはならないと思うのでしっかりと議論していただきたいなと思っておりますので、要請の中で伝えていきたいと思います。それでは令和7年度第5回総会、よろしくご審議お願いいたします。
菊入会長	日程第1、議事録署名委員を指名します。 26番中川委員、27番宮武委員を指名します。
菊入会長	次に、日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を、局長より報告願います。
黒田局長	7月31日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。 (1) 農地特別委員会開催結果報告を青木委員長より報告願います。
青木委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	(2) 農政特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。

	(資料に基づき説明)
清水委員長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	(3) 農民特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。
宮武委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。
菊入会長	報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
袴田主査	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は7件で、すべて売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から2番が令和7年8月1日、番号3番から7番が令和7年8月18日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第1号を承認いたします。
菊入会長	次に、日程第5、議案に入ります。
菊入会長	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局より説明願います。
菊入会長	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は1件で、番号1番は、貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、令和7年8月18日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)

菊入会長	それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	それでは、ここで一旦 塩尻会長職務代理者と交替します。
塩尻会長代理	よろしくお願ひいたします。 議案第2号 買入協議の要請についてを議題とします。事務局から説明願います。
宮谷主査	農業経営基盤強化促進法 第22条第1項の規定により、所有権移転に係るあっせん申出があつたもののうち、買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は4件で、買入協議が必要な理由は、買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この4件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
塩尻会長代理	説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号1番で菊入会長の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。
塩尻会長代理	(「なし」という声あり) ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
塩尻会長代理	(「異議なし」という声あり) それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
塩尻会長代理	議案第2号が終了しましたので、議長を菊入会長と交替します。
菊入会長	次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。
袴田主査	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し下記に係る農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、審議をお願いいたします。今月は8件で、番号1番から5番が売買の案件、番号6番から8番が賃貸借の案件です。番号1番から3番は、北海道農業公社の農地売買等事業の即売りで、出し手が老齢により経営移譲をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号1番はL資金、番号2番はJA資金、番号3番は自己資金です。番号4番から5番は、北海道農業公社による農地売買等事業の買い入れです。出し手の理由としては、番号4番は、出し手が耕作不能のためです。番号5番は、老齢により経営縮小をするためです。これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号6番以降は、賃貸借の案件です。番号6番から8番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも5年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしております。なお、これらの案件につきましては、令和7年9月29日に認可及び公告となる予定です。

	説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 農地保有適格法人の定期報告についてを議題とします。事務局より説明願います。
宮谷主査	記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。報告のありました法人数は2件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら2法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、ここで本議案中の番号2番で尾崎委員の議事参与を制限します。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第5号 現況証明書の交付についてを議題とします。事務局より説明願います。
成田主事	ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがありましたので、適否について審議をお願いいたします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりです。今月は2件で、証明を必要とする理由は地目変更のためです。8月5日に青木委員・山崎委員・吉川委員の3名で、8月12日に清水委員・高橋委員・光富委員の3名で現地調査をしております。番号1番は、年月日不詳より雑種地となって現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「雑種地」との意見を頂いております。番号2番、上段は、年月日不詳より、田、畑として現在に至っており、「申出のとおり農地」で地目は「田」または「畑」として意見を頂いております。番号2番、下段は、年月日不詳より、用悪水路、宅地または原野として現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「用悪水路」、「宅地」または「原野」との意見を頂いております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)

菊入会長	それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第6号 地域計画に定められた農業用施設に係る転用許可不要の申し出について。事務局より説明願います。
山本係長	<p>下記の者より、農地法施行規則第29条第4号及び、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書の提出がありましたので、北海道に対し意見を聴取するため審議をお願いいたします。今月は1件で、土地の所在地、申出人、転用目的等は記載のとおりです。農振農用地区域内農用地の転用につきましては、原則、農地法第4条あるいは第5条の許可が必要ですが、今回の申出の内容は、地域計画に記載する農業用施設の整備であること、申出人が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する認定農業者であること、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることにより、当該規定に該当し、農地法第4条第1項及び、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による許可を要しないものと判断されることから、この適否について北海道に対し意見を求めるものです。なお、北海道より許可不要の意見を受領した段階で、申出者に対して「許可不要に適合する旨の通知」を発出する予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。
	(総会終了 10時26分)